水道用ステンレス鋼鋼管継手検査施行要項 対比表

	改正前			改 正 後		備考
	平成 14 平成 19	年 10 月 1 日制定 4 年 4 月 1 日改正 9 年 12 月 6 日改正 年 11 月 19 日改正		平成 1 平成 19 平成 24	項 年 10 月 1 日制定 4 年 4 月 1 日改正 9 年 12 月 6 日改正 年 11 月 19 日改正 年 2 月 27 日改正	(検査施行要項改正の要点) ・改正された JWWA G 116 との整合を図った。 ・その他文言の整理・別紙の記載方法を改め
項目	検 査 方 法	摘要	項目	検 査 方 法	摘要	た
検査基準	水道用ステンレス鋼鋼管継手(JWWA G 116)に よる。		検査基準	水道用ステンレス鋼鋼管継手 (JWWAG116) に よる。		
	判定基準 検査の判定は、当該規格、要項の検査 方法及び 別表 [不良の階級別欠点及び判定基 準] による。			判定基準 検査の判定 <u>基準</u> は、当該規格、要項の 検査方法及び 別表 [不良の階級別欠点及び判 定基準] による。		他の施行要項との整合を図った
形式検査	形式試験 規格箇条 11 の形式検査は、継手の種類別及び呼び径別に製造業者より製作図面並びに製作基準書を提出させ、規格に規定する下記の項目について行い、適合していることを調べる。 試験は、最初の 1 回のみとし、呼び径別に接合部の構造及び形状が同一であるものは、代表的な種類で行うことができる。		形式検査試験	形式試験 規格箇条 11 の形式検査試験は、継手の種類別及び呼び径別に製造業者よりの製作図面並びに、製作基準書を提出させ、規格に規定する下記の項目について行い、規格箇条 6~規格箇条 9及び規格箇条 13 の規定に適合していることを調べる。 試験は、最初の 1 回のみとし、呼び径別に接合部の構造及び形状が同一であるものは、		他の施行要項との整合を図った
	形式検査の記録 形式検査の検査成績は、 別紙3 「形式試験成績書」に記載し、提出させる。			代表的な<u>いずれかの</u> 種類で行うことができる。		他の施行要項との整合 を図った
				形式検査試験の記録 形式 <u>検査試験</u> の <u>検査成績</u> 記録は、 別紙 3 「形式試験成績書」に記載し、 提出させる。		他の施行要項との整合を図った

備考	改 正 後			改 正 前			
	 検 査 方 法	項目	 摘 要	検 査 方 法	項 目		
他の施行要項とのを図った	形式検査試験後の部品の変更 1. 形式検査試験後、継手の性能に影響を及ぼすような構造、形状、寸法及び材料の変更があったものについては、再度の形式検査試験を行う。 2. 給水装置用から水道施設用に変更する場合は、水道施設の浸出試験を行うのみで、その他の形式検査試験項目は省略することができる。			形式検査後の部品の変更 1. 形式検査後、継手の性能に影響を及ぼすような構造、形状、寸法及び材料の変更があったものについては、再度の形式検査を行う。 2. 給水装置用から水道施設用に変更する場合は、水道施設の浸出試験を行うのみで、その他の形式検査項目は省略することができる。			
他の施行要項とのを図った	外観及び形状 規格箇条7の外観及び形状 <u>は目</u> <u>規によって行い、</u> に適合していることを調べ る。			外観及び形状 規格箇条7の外観及び形状に適合していることを調べる。			
規格改正によりで変更	寸法及び許容差 規格箇条 8 の寸法及び許容差 <u>は規格 10.3 によって行い、規格表 6~表 35</u> に適合していることを調べる。			寸法及び許容差 規格箇条8の寸法及び許容差に適合していることを調べる。構造、材料及び製造方法 規格箇条9の構造、材料及び製造方法、製造業者の製作図面及び			
	構造、材料及び製造方法 規格箇条9の構造、 材料及び製造方法は、製造業者の製作図面及 び製作基準書に適合していることを調べる。			教育及び製造方法、製造業者の製作図面及び 製作基準書に適合していることを調べる。 表示 規格箇条 13 の表示に適合していること を調べる。			
他の施行要項とのを図った	表示 規格箇条 13 の表示 <u>は目視によって行い、</u> に適合していることを調べる。			性能 規格箇条6の性能は、次による。			
他の施行要項とのを図った	性能 規格箇条6の性能は、検査通則第3条~ 第5条によって行い、性能項目は次による。						
	胴の耐圧性 規格 10.4 の胴の耐圧試験によって行い、規格箇条 6 の 表 3 一性能に適合していることを調べる。			胴の耐圧性 規格 10.4 の胴の耐圧試験によって行い、規格箇条 6 の 表 3 一性能に適合していることを調べる。			
規格改正によりで変更	胴の耐漏れ性 規格 10.5 の胴の漏れ試験によって行い、規格箇条 6 の 表 3 一性能に適合していることを調べる。			胴の漏れ性 規格 10.5 の胴の漏れ試験によって行い、規格箇条 6 の 表 3 -性能に適合していることを調べる。			

	改 正 前			改 正 後		備考
項目	検 査 方 法	摘要	項目	検 査 方 法	摘要	
	耐圧性 規格 10.6 の耐圧試験によって行い、継			耐圧性 規格 10.6 の耐圧試験によって行い、継		他の施行要項との整合
	手の両端に長さ 500mm 以上の管を、規格 附			手の両端に長さ 500mm 以上の管を、規格 附		を図った
	属書 D の管と継手の標準接合方法によって			属書 D の管と継手の標準接合方法によって		
	接合し、水圧を徐々に加え、1.75MPaの圧力			接合し、水圧を徐々に加え、1.75MPaの圧力		
	まで上昇させ、1分間保持したとき、漏れ、			まで上昇させ、1分間保持したとき、漏れ、		
	抜けその他の異常の有無を調べる。また、伸			抜けその他の異常の有無を調べる。また、伸		
	縮可とう式は、昇圧後にマーキングをし、1分			縮可とう式は、昇圧後にマーキングをし、1分		
	間経過後の抜出し量が接合部 1 箇所当たり			間経過後の抜出し量が接合部 1 箇所当たり		
	1mm 以下であることを調べる。			1mm以下である規格箇条6の表3-性能に適		
	なお、プレス式については、水圧 20kPa で			<u>合している</u> ことを調べる。		
	も行い、漏れの有無を調べる。			なお、プレス式については、水圧 20kPa で		
	この試験は、ソケットの継手を使用して行			も行い、漏れの有無を調べる。		
	う。			この試験は、ソケットの継手を使用して行		
				5.		
	耐負圧性 規格 10.7 の負圧試験によって行い、			 耐負圧性 規格 10.7 の負圧試験によって行い、		他の施行要項との整合
	継手の両端に長さ 500mm 以上の管を規格 附			継手の両端に長さ 500mm 以上の管を規格 附		を図った
	属書 D の管と継手の標準接合方法によって			属書 D の管と継手の標準接合方法によって		
	接合し、規格図1に示すような方法で、継手			接合し、規格図1に示すような方法で、継手		
	の内部を-54kPa に減圧し、2 分間保持した			<u>の内部を-54kPa に減圧し、2 分間保持した</u>		
	とき、吸い込みその他の異常の有無を調べ			とき、吸い込みその他の異常の有無を規格筒		
	5.			条6の表3一性能に適合していることを調べ		
	この試験は、ソケットを使用して行う。			5.		
				<u>この試験は、ソケットを使用して行う。</u>		
	引抜阻止性 規格 10.8 の引抜試験によって行					他の施行要項との整合
	い、継手に長さ 300mm 以上の管を、規格 附			引抜阻止性 規格 10.8 の引抜試験によって行		を図った
	属書 D の管と継手の標準接合方法によって			い、継手に長さ 300mm 以上の管を、規格 附		
	接合し、規格図2に示すような方法で、内部			属書 D の管と継手の標準接合方法によって		
	に 0.6MPa の空気圧を封入して、2mm/min の			接合し、規格図2に示すような方法で、内部		
	速度で引っ張り、漏れが発生するまでの最大			に 0.6MPa の空気圧を封入して、2mm/min の		
	荷重を測定し、表1に適合していることを調			速度で引っ張り、漏れが発生するまでの最大		
	べる。			荷重を測定し、 表1 に規格箇条 <u>6の表</u> 3一性		
	なお、継手に接合する管は、継手の片側の			能に適合していることを調べる。		
	み接合して行ってもよい。			なお、継手に接合する管は、継手の片側の		
	この試験は、ソケットを使用して行う。			み接合して行ってもよい。		
				この試験は、ソケットを使用して行う。		

	改正前 検査方法					改正	後		備考
項目	検 査 方	法	摘要	項目		検査方法	±	摘要	
	表 1 引抜阻止	- 性 単位 kN				表1 引抜阻止	性 単位 kN		
	呼び径 伸縮可とう式				呼び径	#編可とう式	プレス式		
	13 -	1.9 以上			13	-	1.9 以上		
	20 12.7~18.6	3.4 以上			20	12.7∼18.6	3.4 以上		
	25 13.7~19.6	4.5 以上			25	$13.7 \sim 19.6$	4.5 以上		
	30 13.7~19.6	6.4 以上			30	13.7~19.6	6.4 以上		
	40 13.7~19.6	8.1以上			40	13.7~19.6	8.1以上		
	50 13.7~19.6	9.2 以上				13.7∼19.6	9.2 以上		
	伸縮性 規格 10.9 の伸縮試験 手の片側に長さ 300mm 以 属書 D の管と継手の標準排接合し、規格図 2 に示すよ に 0.6MPa の空気圧を封入 張った後、元に戻す。これ 漏れ、その他の異常の有無 なお、この試験は、ソケ 縮可とう式の継手のみ行う。	上の管を、規格 附 安合方法によって うな方法で、内部 して、15mm 引っ を 2 回繰り返し、 を調べる。 ットを使用して伸			手の片側に 属書 D のが 接合し、規 に 0.6MPa 張った後、 漏れ、その・ 3一性能に通 なおし、こ 縮可とう式	長さ 300mm 以 管と継手の標準技 格 図 2 に示すようの空気圧を封入し 元に戻す。これで 他の異常の有無で 適合していること の試験は、ソケッ の継手のみ行う。	うな方法で、内部 → て、15mm 引 → ÷ 2 回繰り返し、 ÷ <u>規格箇条 6 の表</u> を調べる。 → トを使用して伸		他の施行要項との整合を図った
	可とう性 規格 10.10 の可と 行い、継手の片側に長さ 50 規格附属書 D の管と継手の よって接合し、規格図 3 に示 継手の部分を固定して、管 で曲げを加え、継手の軸線 測定し、可とう角が 2.2° 」 調べる。 なお、この試験は、ソケ 縮可とう式の継手について	0mm 以上の管を、 の標準接合方法に はすような方法で、 をたわまない範囲 からの可とう角を 以上であることを ットを使用して伸			行い、継手 規格所属書 よってのを がままり が変をし、 とのでする。 とのでする。 はない。 はない。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい	の片側に長さ 500 - D の管と継手の - し、規格 図3 に示 を固定して、管を え、継手の軸線が とう角が 2.2° よ の表 3 - 性能に近	中であることを 適合していること ・トを使用して伸		他の施行要項との整合を図った

	改 正 前			改 正 後		備考
項目	検査方法 耐内圧繰返し性 規格 10.11 の内圧繰返し試験によって行い、供試継手に長さ 500mm以上の管を接合し、規格附属書 D の管と継手の標準接合方法によって接合し、内部に水を満たした後、0MPa から 4MPa へ昇圧し、更に 0MPa へ減圧する操作を 4~10 秒間で行う。これを 1 サイクルとして1500 サイクルの内圧繰返しを加え、漏れ、抜け、その他の異常の有無を調べる。伸縮可とう式は、昇圧後にマーキングをし、1500 サイクルの内圧繰返し後の抜け出し量が接合部 1 箇所当たり 1mm 以下であることを調べる。なお、この試験は、ソケットを使用して行う。	摘要	項目	検査方法 耐内圧繰返し性 規格 10.11 の内圧繰返し試験によって行い、供試継手に長さ 500mm 以上の管を接合し、規格附属書 D の管と継手の標準接合方法によって接合し、内部に水を満たした後、0MPaから 4MPaへ昇圧し、更に 0MPaへ減圧する操作を 4~10 秒間で行う。これを 1 サイクルとして 1500 サイクルの内圧繰返しを加え、漏れ、抜け、その他の異常の有無を調べる。伸縮可とう式は、昇圧後にマーキングをし、1500 サイクルの内圧繰返し後の抜け出し量が接合部 1 箇所当たり 1mm 以下である規格箇条 6 の表 3 一性能に適合していることを調べる。なお、この試験は、ソケットを使用して行う。	摘要	他の施行要項との動合を図った
	耐振動性 規格 10.12 の振動試験によって行い、継手の両端に長さ 500mm 以上の管を、規格 附属書 D の管と継手の標準接合方法によって接合し、内部に水を満たした後、1.75MPa に昇圧し、規格 図 4 に示すような方法で、表 2 の振動試験条件で振動を加え、漏れ、抜け、その他の異常の有無を調べる。なお、この試験は、ソケットを使用して行う。 ***********************************			耐振動性 規格 10.12 の振動試験によって行い、継手の両端に長さ 500mm 以上の管を、規格 附属書 D の管と継手の標準接合方法によって接合し、内部に水を満たした後、1.75MPa に昇圧し、規格 図 4 に示すような方法で、表 2 の振動試験条件で振動を加え、漏れ、抜け、その他の異常の有無規格箇条 6 の表 3 一性能に適合していることを調べる。なお、この試験は、ソケットを使用して行う。 表 2 振動試験条件 形 式		他の施行要項との割合を図った

	改 正 前			改 正 後		備考
項目	検 査 方 法 浸出性 規格 10.13 の浸出試験によって行い、 規格箇条 6 の 表 3 一性能に適合していること を試験成績書によって確認する。 なお、水道施設に使用する継手及び給水装	摘要	項目	検 査 方 法 浸出性 規格 10.13 の浸出試験によって行い、 規格 箇条 6 の表 3 一性能 附属書 A 又は 附属書 B に適合していることを 試験成績書によって 確認する調べる。	摘要	他の施行要項との整合を図った
製品検査	置と共用して使用する継手は、原則として呼び径 40 以上とする。 製品検査 規格箇条 12 の受渡検査は、形式検査に合格した継手について行う。		製品検査	なお、水道施設に使用する継手及び給水装置と共用して使用する継手は、原則として呼び径40以上とする。 製品検査 規格箇条12の受渡検査は、形式検査に合格した継手について行う。		他の施行要項との整合を図り、記載場所を変
(浸出検査)	浸出検査 規格 12.2 の浸出検査は、次による。 給水管に接合する継手の浸出検査は、規格附属書 A によって行い、共通項目については別紙1表1に適合していることを調べる。また、材質別については、それぞれの項目が別紙1表2に適合していることを調べる。 	最初に 1 回行う (ただし、品質変更 があった場合は、 その都度行う)	(浸出検査)	浸出検査 規格 12.2 の浸出検査は、次による。 1. 給水等装置に接合する使用する継手の浸出検査性は、規格附属書 A によって行い、共通項目については別紙1表1に適合していることを調べる。また、材質別については、それぞれの項目が別紙1表2によりそれぞれの項目が適合していることを調べる。	(ただし、 品質性能 に影響を及ぼす	更 他の検査施行要項との整合を図った 摘要について、規格改正により文言を変更
	2. 水道施設に使用する継手及び給水装置用と共用して使用する継手は、規格附属書 B によって行い、共通項目については別紙 2 表 1 に適合していることを調べる。また、材質別について別紙 2 表 2 よりそれぞれの項目が適合していることを調べる。 浸出試験の実施区分 浸出試験の実施区分は、JWWA Z 108(水道用資機材ー浸出試験方法)の表 1「材質別試験項目」の水道水と接触する部分の材料に規定する JIS 番号及び材質の種類毎に実施する。	鋳鋼品は3年に1回行う 鋳鋼品以外は最初に1回行う (ただし、品質に変更があった場合は、その都度行う)		2. 水道施設に使用する継手及び給水装置用と共用して使用する継手の浸出性は、規格附属書 B によって行い、共通項目については別紙 2 表 1 に適合していることを調べる。また、材質別について別紙 2 表 2 よりそれぞれの項目が適合していることを調べる。 浸出試験の実施区分 浸出試験の実施区分は、JWWA Z 108(水道用資機材ー浸出試験方法)の表 1 「材質別試験項目」の水道水と	鋳鋼品は3年に1 回行う 鋳鋼品以外は最 初に1回行う (ただし、 品質性 能に影響を及ぼ す変更があった 場合は、その都度 行う)	摘要について、規格改 正により文言を変更
	が負の権類時に美施する。 なお、当該規格における 種類の記号等で 区分された材質が、実質的に同じ材料とみな せる場合は JIS 番号や種類の記号によらず、 浸出試験を集約することができる。			接触する部分の材料に規定する JIS 番号及び 材質の種類毎に実施する。 なお、当該規格における 種類の記号等で 区分された材質が、実質的に同じ材料とみな せる場合は JIS 番号や種類の記号によらず、 浸出試験を集約することができる。		

	改 正 前			改 正 後		備考
項目	検 査 方 法	摘要	項目	検 査 方 法	摘要	
			製品検査	製品検査 規格箇条 12 の受渡検査は、形式試験に合格した継手について行う。		
(材料検査)	 材料検査 規格 12 e)の材料検査は、規格 9.1 の材料について、検査通則第 3 条~第 7 条によって行い、規格に適合していることを調べる。 1. SCS を使用する部品の引張試験片は、原則として同種の鋳型で、同一溶解より採取する。 なお、鋳造品の化学成分の試験は、必要と認めた場合に行う。 2. 鋳造品以外の材料検査は、製造業者の試験成績書によって確認する。線材の検査は、製造業者の試験成績書によって確認する。 3. 規格附属書 C のゴムは、水道用品水密保持用ゴム検査施行要項による検査合格品とする。 		(材料検査)	 材料検査 規格 12.1e)の材料検査は、規格 9.1 の材料について、検査通則第 3 条~第 7 条によって行い、規格に適合していることを調べる。 1. SCS を使用する部品の引張試験片は、原則として同種の鋳型で、同一溶解より採取する。 なお、鋳造品の化学成分の試験は、必要と認めた場合に行う。 2. 鋳造品以外の材料検査は、製造業者の試験成績書によって確認する。線材の検査は、製造業者の試験成績書によって確認する。 3. 規格附属書 C のゴムは、水道用品水密保持用ゴム検査施行要項による検査合格品とする。 	月1回以上立会	規格改正により文言 を変更 摘要について他の検 査施行要項との整合 を図った
(胴の耐圧検査)	胴の耐圧検査 規格 12.1a)の胴の耐圧検査は、 規格 10.4 の胴の耐圧試験によって、胴の両端 を適切な方法で封じ、内部に 2.5MPa の水圧 を加え、1 分間以上保持して、漏れ、その他 の異常の有無を調べる。 なお、試料数は、同一種類、同一呼び径 1000 個又はその端数を一組として 1 個抜き取る。		(胴の耐圧 <mark>性</mark> 検 査)	胴の耐圧性検査 規格 12.1a)の胴の耐圧性検査は、規格 10.4 の胴の耐圧試験によって、 胴の両端を適切な方法で封じ、内部に 2.5MPa の水圧を加え、1 分間以上保持して、行い、 漏れ、その他の異常(変形、破損など)の有無を調べる。 ただし、水圧は 2.5MPa 以上とし、時間は 1分間以上とする。 試料数 胴の耐圧性検査のなお、試料数は、同一種類、同一呼び径 1000 個又はその端数を一組として 1 個抜き取る。		規格改正により文言を変更 他の施行要項との整合を図った

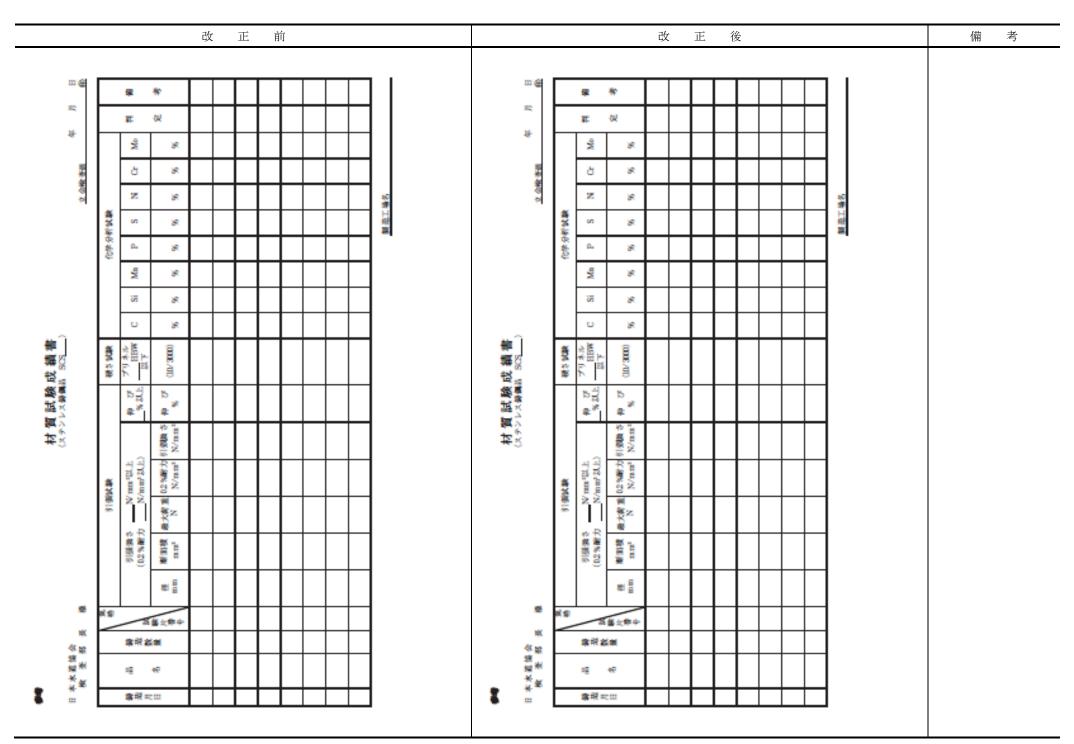
	改 正 前			改 正 後		備考
 項 目	検査方法	摘要	項目	検 査 方 法	摘要	
(胴の漏れ検査)	胴の漏れ検査 規格 12.1 b)の胴の漏れ検査は、 JIS S 3200-1 の 附属書 2 (金属製の管、管継手 及びバルブの空気圧試験方法) によって行 い、空気圧 0.6MPa を加え、5 秒間以上保持し て、漏れ、その他の異常の有無を調べる。 なお、ステンレス鋼鋼管から溶接加工せず継目	付表 1-1 (致命)	(胴の <mark>耐</mark> 漏れ性 検査)	胴の耐漏れ性検査 規格 12.1 b)の胴の耐漏れ性 検査は、JIS S 3200-1 の 附属書 2 (金属製の 管、管継手及びバルブの空気圧試験方法) に よって行い、空気圧 0.6MPa を加え、5 秒間以 上保持して、漏れ、その他の異常の有無を調 べる。		規格改正により文言を変更
	なる、ヘアプレス両両官から俗族加工セリ 経日 なく製造した継手に限り、この試験を省略することができる。			ただし、空気圧は 0.6MPa 以上とし、時間 は 5 秒間以上とする。 なお、ステンレス鋼鋼管から溶接加工せず 継目なく製造した継手に限り、この試験検査 を省略することができる。		規格改正により文言を変更
(外観及び 形状検査)	外観及び形状検査 規格 12.1 c)の外観及び形状 検査は、目視によって行う。		(外観及び 形状検査)	外観及び形状検査 規格 12.1 c)の外観及び形状 検査は、目視によって行う。		
	外観 規格 7.1 の外観は、内外面が滑らかで、 割れ、著しいきず、鋳巣、鋳ばりなど使用上 有害な欠点の有無を調べる。	付表 1-2(重) 付表 1-3(軽)		外観 規格 7.1 の継手の外観は、内外面が滑らかで、割れ、著しいきず、鋳巣、鋳ばりなど使用上有害な欠点の有無を調べる。		他の施行要項との整合を図った
	形状 規格 7.2 の形状は、規格表 6~表 35 による。 なお、継手の接合部は実用的に正円の断面をもち、かつ、その両端面は継手の軸に対して直角であることを調べる。	付表 1-4(重)		形状 規格 7.2 の継手の形状は、規格表 6~表 35 による。 なお、継手の接合部は実用的に正円の断面 をもち、かつ、その両端面は継手の軸に対して直角であることを調べる。	付表 1-4(重)	
(構造検査)	構造検査 規格 9.1 の構造の検査は、規格表 5 及び形式検査時の図面との整合性を調べる。	1 ロットから呼び 径別に1個抜き取 って行う	(構造検査)	構造検査 規格 9.1 の構造の検査は、規格表 5 及び形式検査試験時の図面との整合性を調べる。		
(寸法検査)	寸法検査 規格 12 d)の寸法検査は、規格箇条 8 の寸法及び許容差並びに製造業者の製作図面によって行い、規格及び製作図面に適合していることを調べる。		(寸法検査)	寸法検査 規格 12.1.d)の寸法検査は、規格箇条 8 の寸法及び許容差並びに製造業者の製作図 面によって行い、規格及び製作図面に適合し ていることを調べる。		規格改正により文言 を変更
	ねじ部の検査 規格表 13~表 16、表 18、表 28 ~表 33 のねじ部の検査は、ねじゲージを用 いて調べる。	付表 1-4(重)		ねじ部の検査 規格表 13~表 16、表 18、表 28 ~表 33 のねじ部の検査は、ねじゲージを用 いて調べる。	付表 1-4(重)	

	改 正 前	_		改 正 後		備考
項目	検 査 方 法 測定器具 寸法検査は、JIS B 7502 のマイクロメータ、JIS B 7507 のノギス、JIS B 0253 の管用テーパねじゲージ及び JIS B 0254 の管用平行ねじゲージ又はこれらと同等以上の精度を有するもののほか、限界ゲージなどを用いて測定する。	摘要	項目	検 査 方 法 測定器具 寸法検査 <u>測定器具</u> は、JIS B 7502 のマイクロメータ、JIS B 7507 のノギス、JIS B 0253 の管用テーパねじゲージ及び JIS B 0254 の管用 平行ねじゲージ又はこれらと同等以上の精度を有するもののほか、限界ゲージなどを用いて 測定する。	摘要	他の検査施行要項との整合を図った
(表示検査)	表示検査 規格 12.1 f)の表示検査は、規格箇条 13 の表示について、次の事項を継手の外側に、容易に消えない方法で見やすい場所に表示していることを調べる。 ただし、a), c), e)及び g)については、最小梱包ごとに表示することができる。 a)) (の記号b) 呼び径 径違いの場合、接合組合せ「管×他種管」、「管×器具」のねじ側の呼び径は、管の呼び径と区別してもよい。(インチ呼び又は mm 呼びでもよい)例: 20×1/2 c) 「溝なし用」(伸縮可とう式の溝無し用ワンタッチ方式の場合) d) 「316」の数字(プレス式継手の SUS316 及び SCS14 の場合) e) 製造年(西暦の下2桁) f) 製造業者名又はその略号 g) 給水装置用及び水道施設用の共用を示す文字又は略号(該当する場合) 体考1 鋳造品は鋳出し、刻印又はエッチングとし、ステンレス鋼品は、押印又はエッチングとする。 2 g)給水装置用及び水道施設用の共用を示す文字又は略号(該当する場合)には、浸出検査を規格附属書B(水道施設用)の方法で行い、適合した場合において「給水装置用及び水道施設用の共用の共用の文字表示又はその略号としてWのいずれかを表示することができる。	付表 1-3(軽)	(表示検査)	表示検査 規格 12.1 f)の表示検査は、規格箇条 13 の表示について、次の事項を継手の外側に、容易に消えない方法で見やすい場所に、次の項目が表示してされていることを調べる。 ただし、a), c), e)及び g)については、最小梱包ごとに表示することができる。 a)) (の記号b) 呼び径 径違いの場合、接合組合せ「管×他種管」、「管×器具」のねじ側の呼び径は、管の呼び径と区別してもよい。(インチ呼び又は mm 呼びでもよい)例: 20×1/2 c) 「溝なし用」(伸縮可とう式の溝無し用ワンタッチ方式の場合) d) 「316」の数字(プレス式継手の SUS316 及び SCS14 の場合) e) 製造年(西暦の下2桁) f) 製造業者名又はその略号 g) 給水装置用及び水道施設用の共用を示す文字記号又はその略号(該当する場合) を) 松、装置用及び水道施設用の共用を示す文字記号又はその略号(該当する場合)にフレス式とする。 2 g)給水装置用及び水道施設用の共用を示す文字に分とし、浸出検査を規格附属書格(水道施設用)の方法で行い、適合した場合において「給水装置用及び水道施設用の共用」の方法で行い、適合として(W)のいずれかを表示することができる。	付表 1-3(軽)	他の検査施行要項との整合を図った 規格の文言に合わせ 変更

	改 正 前			改 正 後		備考
項目	横 査 方 法 表示の補修 明らかでないものは補修させる。	摘要	項目	検査方法 表示の補修 明らかでないものは補修させる。 表示の修正 1.明らかでないものは修正させる。 2.事前証印が不明確の場合は、検査証印を別に表示する。	摘要	他の検査施行要項との整合を図った
検査証印	1. 検査通則第 9 条に定める検査証印は、表 3 による。 2. 事前証印の場合は、検査通則第 9 条に定める検査証印とする。 表 3 検査証印 寸法(mm) 種類 表示箇所		検査証印	1. 検査通則第9条に定める検査証印は、表31による。 2. 事前証印の場合は、検査通則第9条に定める検査証印とする。 表31 検査証印 寸法(mm) 種類 表示箇所 別部又は受口部 6 ゴム印 胴部又は受口部 6 ゴム印 胴部又は受口部 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

		改正	前					改 正	後			備	考
別紙 1	浸b	出性評価基準(i 表 1 浸出性				別紙 1	浸b	出性評価基準(i 表 1 浸出性				浸出性・性法を変更	能の記載力
	Ą		品質	規定			Į	女:女田は		定基準			
	味	NH .	異常でない				味	<u> </u>	1	会水道用品			
	臭気		異常でない				臭気			別表 2 によ			
	色度	度	5 以下				色度	度	<u> 5</u>				
	濁度	度	2 以下				濁度	度					
		表 2 浸出性	—材料別		単位 mg/L			表 2 浸出性-	—材料別		単位 mg/L		
水道水と接触	する部分の材料	項	〔目	品質規		水道水と接触で	する部分の材料	項	Ī	品質規定			
4303 及び JIS (S G 3459,JIS G G 4305 に規定す	六価クロム化	合物	0.05 以下		4303, JIS G 4304	S G 3459,JIS G 4及びJIS G 4305	六価クロム化	合物			規格との割	を合を図っ
るステンレス銀	司 品	鉄及びその化	合物	0.3 以下		に規定するステ	ンレス鋼品	鉄及びその化	合物		ノルギ田	た	
	定するステンレ	六価クロム化		0.05 以下	_		定するステンレ	六価クロム化		□ 日本水道協会 □ 品検査通則の	~~~~~~~~~~		
ス鋳鋼品		鉄及びその化		0.3 以下		ス鋳鋼品		鉄及びその化		による。	200382		
## ##	- H ウ ト フ ゴ)		炭素(TOC)の量〕	3 以下		┃ 規格 附属書 C に	- 相定するゴム	有機物〔全有機					
規格 附属書 C (NBR,EPDM,III		亜鉛及びその	化合物	1.0 以下 フェノールの	具に協管し	(NBR,EPDM,IIR		亜鉛及びその		_			
(NBK,EFDM,HF	()	フェノール類		て 0.005 以下			,	フェノール類					
その他		表2の中で浸	の組成を明確に 出する可能性の められた基準を	あるすべての成	対が、厚生	その他		表2の中で浸	出する可能性の	した上で、JISS3 かあるすべての成分 満足しなければな	分が、厚生		
		労働省令で定	められた基準を	満足しなければ	: ならない。			労働省令で定	められた基準を	満足しなければ	ならない。		

水道水と接触する JIS G 3448,JIS G 4303 及び JIS G 43	項 臭気	性評価基準()表 1 浸出性目	E— 共通	٤	別紙 2		3性評価基準(2 表 1 浸出性 [目	— 共通	水道用品	浸出性・性能法を変更	どの記載ブ
が道水と接触する JIS G 3448,JIS G 4303 及び JIS G 43	項 未 臭気 色度 濁度	目 度 度	品質規 異常でないこ 異常でないこ 0.5 以下 0.2 以下	٤		味		品質規定 日本水道協会	水道用品		
が道水と接触する JIS G 3448,JIS G 4303 及び JIS G 43	未 臭気 <u>色度</u> 蜀度	度度	異常でないこ異常でないこ0.5以下0.2以下	٤		味		日本水道協会	水道用品		
水道水と接触する JIS G 3448,JIS G 4303 及び JIS G 43	当度 蜀度	度	0.5 以下 0.2 以下	٤		臭気		IA LOS BU			
水道水と接触する JIS G 3448,JIS G 4303 及び JIS G 43	蜀度 君	度	0.2 以下					検査通則の別	表 1 によ		
水道水と接触する JIS G 3448,JIS G 4303 及び JIS G 43	₹					色度	度	<u> 3</u>			
JIS G 3448,JIS G 4303 及び JIS G 43		長2 浸出性-				濁度	度				
JIS G 3448,JIS G 4303 及び JIS G 43	部分の材料		—材料別	W II		;	表 2 浸出性-	-材料別	W/II.		
JIS G 3448,JIS G 4303 及び JIS G 43	部分の材料			単位 mg/L	1 3/4 1 3 144 61 3	- India				mg/L	
4303 及び JIS G 43	2450 TEC C		項目	品質規定	水道水と接触す		項	Ĭ 🛮	品質規定基	华	
	<i>'</i>	六価クロム化	と合物	0.005 以下	JIS G 3448,JIS 4303, JIS G 430	*	六価クロム化	合物		10.16.) - +6	A 25 EE
るステンレス鋼品	00 (=/98/22)	鉄及びその化	匕合物	0.03 以下	4305 に規定する		鉄及びその化	合物		規格との整 た	合を図っ
JIS G 5121 に規定	するステン	六価クロム化		0.005 以下	品				日本水道協会		
レス鋳鋼品		鉄及びその化	上合物	0.03 以下	JIS G 5121 に規	定するステン	六価クロム化		用品検査通則	~~~~~	
			機炭素(TOC)の量〕	0.3 以下	レス鋳鋼品		鉄及びその化	台物 炭素(TOC)の量〕	表1による。		
規格 附属書 C に規2	定するゴム	亜鉛及びその	の化合物	0.1 以下		ш <u> </u>	年齢及びその 一世齢の	· /			
(NBR, EPDM, IIR)		フェノール类	頁	フェノールの量に換算	規格 附属書 C に (NBR, EPDM, IIR		フェノール類				
		残留塩素の源		して 0.0005 以下(¹) 0.7 以下	(NBK, El DW, IIK	()	残留塩素の減				
その他		77 1 1		した上で、JWWAZ108の	その他		//		た上で、 JWWA :	Z 108	
		表 2 の中で	浸出する可能性の	あるすべての成分が厚生					りあるすべての成分		
		労働省令で	定められた基準を	と満足しなければならな			生労働省令で	定められた基準を	と満足しなければな	ならな	
		<i>V</i> .					い。				
* *				に使用する水密保持用					*手に使用する水		
				合成樹脂を使用している	11711		,	10 11 11 11 11 11	お成樹脂を使用し	, TV	
場合は、ノエ	ノール類の	沈 圧恒 € 0.0	05 以下とする。		る場合は、フョ	ェノール類の関	光定値を 0.005	以下とする。			



		改 正 前					改 正 後			備考
別紙3 水道用ステンレス鋼鋼管継手 形式試験成績書 形式 接合方式 種類 呼び径					別紙 3 水道用ステンレス鋼鋼管継手 形式試験成績書 形式 接合方式 種類 呼び径					
給水装置用、水道施設用 検査年月日 年 月 日本水道協会					給水	給水装置用、水道施設用 検査年月日 年 月 日 日本水道協会				
形式試験番号 (立会検査員 <u></u>				形式詞						
No	検査項目	規格	結 果	判定	No ·	検査項目	規格	結 果	判定	
1	外観及び形状	規格箇条 7 及び製造業者の製作図面並びに製作基準書のとおりとする。		合·否	1	外観及び形状	規格箇条 7 及び製造業者の製作図面並びに製作基準書のとおりとする。		合·否	
2	寸 法 及 び 許 容 差	規格箇条 8 及び製造業者の製作図面並		合·否	2	寸 法 及 び 許 容 差	規格箇条 8 及び製造業者の製作図面並 びに製作基準書のとおりとする。		合·否	
3	構造、材料及び び 製 造 方 法	びに製作基準書のとおりとする		合·否	3	構造、材料及び び 製 造 方 法	規格箇条 9 及び製造業者の製作図面並びに製作基準書のとおりとする。		合·否	
4	表示	規格箇条 13 のとおりとする。 規格 10.4 の試験方法により試験を行っ		合·否	4	表示	規格箇条 13 のとおりとする。 規格 10.4 の試験方法により試験を行っ		合·否	
5	胴の耐圧性	たとき、漏れその他の異常のないこと。		合·否	5	胴の耐圧性	たとき、漏れその他の異常が生じないのないこと。		合·否	規格との整合を図っ
6	胴の耐漏れ性	規格 10.5 の試験方法により試験を行ったとき、漏れその他の異常のないこと。	有・無	合·否	6	胴の耐漏れ性	規格 10.5 の試験方法により試験を行ったとき、漏れその他の異常が生じないの	有・無	合·否	成権との登占を図う た
7	耐 圧 性	規格 10.6 の試験方法により試験を行ったとき、漏れ、抜けその他の異常のない	有・無	合·否			ないこと。 規格 10.6 の試験方法により試験を行っ	± m.		,
	,	こと。伸縮可とう式は、抜出し量が接合 部1箇所当たり1mm以下であること。	mm	I I	7	耐 圧 性	たとき、漏れ、抜けその他の異常 <u>が生じないのないこと</u> 。伸縮可とう式は、抜出	有・無	合·否	
8	耐負圧性	規格 10.7 の試験方法により試験を行ったとき、吸込みその他の異常のないこ	有・無	合·否			し量が接合部 1 箇 <u>か</u> 所当たり 1mm 以下 であること 。	mm		
9	引抜阻止性	と。 規格 10.8 の試験方法により試験を行っ たとき、規格箇条 6 に適合しているこ	有・無	合·否	8	耐 負 圧 性	<i>の</i> ないこと。	有・無	合·否	
10	伸 縮 性		有・無	 合·否	9	引抜阻止性	規格 10.8 の試験方法により試験を行ったとき、規格箇条 6 に適合していること。	有・無以	合·否	
11	可とう性	の他の異常のないこと。 伸縮可とう式について、規格 10.10 の試験方法を行ったとき、可とう角 2.2°以	有・無	 合·否	10	伸縮性	伸縮可とう式について、規格 10.9 の試験方法により試験を行ったとき、漏れその他の異常が生じないのないこと。	有・無	合·否	
		上であること 規格 10.11 の試験方法により試験を行ったとき、漏れ、抜け出しその他の異常の	有・無		11	可とう性	伸縮可とう式について、規格 10.10 の試験方法を行ったとき、可とう角 2.2°以上であること。	有・無	合·否	
12	耐 内 圧 繰 返 し 性	ないこと。 伸縮可とう式は、抜出し量が接合部1箇	mm	合·否		耐内圧	規格 10.11 の試験方法により試験を行ったとき、漏れ、抜け 出し その他の異常が	有・無		
13	耐振動性		有・無	合·否	12	繰返し性	生じないのないこと。 伸縮可とう式は、抜け出し量が接合部 1 等か所当り 1mm 以下であること。	mm	合·否	
)	こと。 規格 10.13 の試験方法 により試験を行ったと 給水装置用、		^ =	13	耐振動性	規格 10.12 の試験方法により試験を行ったとき、漏れ、抜けその他の異常が生じないのないこと。	有・無	合·否	
14 判 定	浸 出 性	き、規格箇条 6 に適合 水道施設用 していること。	上 造工場	合·否	14	浸 出 性	規格 10.13 の試験方法 により試験を行ったと き、規格箇条 6 に適合 していること。		合·否	
					判定	-	# <u>*</u>	设造工場		

改正前				改 正 後				備考
別表	不良の階級別欠点及び判定基準			別表 不良の階級別欠点及び判定基準				他の施行要項との整合 を図った
不良の 階級	検査項目	欠点の種類	判定基準	不良の 階級	検査項目	欠点の種類	判定基準	「・・・は不可」を削除
致命	胴の漏れ	漏れ	あるものは不可	致命	胴の漏れ	漏れ	あるもの は不可	
重	形状・寸法	厚 さ 外 径 (実用的正円) 長さ (L)	ねじゲージに適合しないものは不可 許容差の範囲を超えるもの及び最大値が最 小値の 1.5 倍を超えるものは不可 許容差の範囲を超えるものは不可 許容差の範囲を超えるものは不可 許容差の範囲を超えるものは不可	重	形状・寸法	外 径 (実用的正円) 長さ (L)	ねじゲージに適合しないものは不可 許容差の範囲を超えるもの及び最大値が最 小値の 1.5 倍を超えるものは不可 許容差の範囲を超えるものは不可 許容差の範囲を超えるものは不可 許容差の範囲を超えるものは不可	
	外 観	鋳 巣	軽微なもの以外は不可 あるものは不可		外 観	鋳 巣	軽微なもの以外は不可 あるものは不可	
軽	外 観	き ず れ	軽微なもの以外は不可 軽微なもの以外は不可	軽	外 観	き ず れ 鋳 ば り 凹 み	軽微なもの以外は不可	
	表示	誤 表 示 無 表 示	間違っているものは不可 表示のないもの、抜けているものは不可		表 示		間違っているもの は不可 表示のないもの、抜けているもの は不可	
胴の耐圧 漏れ、その他の異常のあるものは不可			胴の耐圧 ^a 漏れ、その他の異常のあるもの は不可					
規格 表 5 及び製造業者の製作図面並びに製作基準書に適合しないものは不可			規格 表 5 及び製造業者の製作図面並びに製作基準書に適合しないもの は不可					
				め、"不	良の階級"はた	<u> </u>	定める抜取表によって行う検査項目でないた た場合は、検査を中止し、不合格とする。	抜取によらない検査 内容を追記